

令和8年度 第2回横浜市民間資金等活用事業審査委員会 議事録	
日 時	令和8年5月19日（火）9時30分～11時40分
開 催 場 所	横浜国際プール 役員室
出 席 者	委員 : 6名（委員については、募集要項等公表時に示します。） 事業所管課等：スポーツ振興課 稲葉課長、坂本係長 ほか 担当事務局 : 行財政局ファシリティマネジメント推進課 森地課長、巽係長 ほか
欠 席 者	なし
開 催 形 態	非公開
次 第	議事 横浜国際プール再整備事業における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条に規定する落札者選定基準の検討について（協議）
議 事	<p>【事務局】 本日は、「横浜国際プール再整備事業」をPFI手法にて実施するにあたっての第2回目となる御審議となります。</p> <p>【委員長】 委員会の運営について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>【事務局】 まずは、本日の出席状況と定足数について御報告いたします。 本日は、委員及び臨時委員皆様に御出席いただいておりますので、要綱に定める定足数に達していることを、ここで御報告いたします。 お手元の資料をご覧ください。1点だけ改めてのご確認をさせていただきます。 「4 委員会の運営及び議事の取扱い」のところですが、本件審議にかかる一連の会議については、審議内容が公募の条件や審査項目等の情報が含まれるため、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」第31条第3号に該当すると考えられることから、事前承諾のとおり、「横浜市民間資金等活用事業審査委員会運営要綱」第9条第1項及び第2項に基づき非公開とする形ですすめます。</p> <p>【委員長】 これ以降の議事について、会議を非公開とします。</p> <p>【横浜国際プール再整備事業における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条に規定する落札者選定基準の検討について（協議）】 以下の内容について事業所管課から、資料により説明 ・横浜国際プール再整備事業に関する「実施方針等の質問及び回答」及び「実施方針等の修正内容」について</p> <p>【委員長】</p>

ただいまいただいた修正箇所、その内容等について、確認事項、質問等があれば自由に意見をいただきたい。

【委員】

見学のときにも話があったが、斜行モノレールに関して、運営から維持管理に入れられるということで、利用料金は提案者がというお話を先ほど伺ったが、維持管理となると、恐らく無料というほうが沿うのかと思う。もともと無料で募集するというニュアンスでよいか。

【事業所管課】

斜行モノレールの主たる利用は、施設を利用する方と考えているため、そこで料金を取ることは基本的には考えていない。

【委員】

要求水準書の修正として、「『知的、精神、発達障害者等への観戦機会の確保』の追加」ということで、具体的には、視覚・聴覚の感覚過敏の方など、安心して観戦できる方策を興行主等への提案が行えるよう準備することという表現になっていたかと思う。だから、具体的に施設をどうこうするというわけではなく、施設管理者が興行主に対して何かしらのガイドラインなり方針なりの文書を提示して、これに従ってくださいという意味づけと理解してよいか。

【事業所管課】

先生のご意見のとおり考えている。専用の部屋をつくるというより、例えばVIPルームや既存の部屋を、知的、精神、発達障害等がある方や、視覚・聴覚過敏のある方からの利用要望があったときに転用する体制を調べてください、それがあつたことを周知してください、ということ考えている。

【委員】

興行主へのガイドラインみたいなもの考える際には、例えば車椅子席が用意されているのにチケットのときに何も配慮されていないというような声も聞かれるので、特定の部分に対してだけではなく、施設全体で様々な障害をカバーするようなガイドラインにしたほうが良いと思う。

【委員】

要求水準書(案)に関する質問への回答の127番で、工事期間中の開館に関する回答、最後の、「工事期間中に必ず開館しなければならない諸室はありません」の文章が入っている意図は何なのか。

【事業所管課】

工事を進めていったときに、メインアリーナとプールA、その他の部分の工事が

同時に行われることも想定している。その際、使える部屋は事務室のみといった状態になることも考えられるため、工事ステップを考える際に、全館閉館ということも提案することはできるという意図で記載している。

【委員】

メインのスポーツする場所が使えない状態で、会議室とか事務室とかそういうところだけなのか。

【事業所管課】

会議室等を貸出すにあたり、近くで工事が行われ安全を確保するために閉める提案もできるように考えている。

【委員長】

私のほうから確認になるが、メインアリーナでバスケットコートが4面から3面にするというので、普通だと多いほうがいいのかと思うが、理由は何か説明はあったのか。

【事業所管課】

事前に面数を確認する際に、横浜市のスポーツ協会、バスケットボール協会と話を行っている。実際の大会利用は3面で行っているということで、4面から3面に変更した。

【委員】

私もそれは気になって、メールでどなたかに質問した記憶がある。団体は3でいいと言っているという回答だったと思う。

【事務局】

事務局から事業局に確認して、当初から団体は3つでよろしいというところで、元の表とした。

【委員】

委員長おっしゃるとおりで、試合の運営効率を考えると、多いほうがいいのではないかと思ったが、そうではなくていいと競技側が言っているということか。

【委員長】

もう一つは、市民利用も想定されている。多いほうがいいのではないかと思うが、競技上は、3面使って運営しているから、3面でいいということを受け入れるのは、どういう考え方に基づくのか。バスケットは最近盛り上がっているが、プロチームのための施設ではないですね。

【事業所管課】

そうである。

【委員長】

だから、その要請があったからそうしたというのがよく分からなかったというのが正直なところである。市民利用がそれほどないというような今の実績から考えれば、3面あったら十分だから、ゆったりして使ったほうが市民利用の観点からもいいという判断があるのであれば別であるが、競技団体からだけの意見で減らしたのはよく分からないのが正直なところである。

【事業所管課】

利用の方法は、事業者に提案いただきたいと思うが、大きな体育館のため、各部分を区切って別の競技ができることもあり得ると考えている。メインアリーナにおいて想定される競技のコート数は、市民大会や中高生の大会利用の際に何面必要かを競技団体と調整したという経過がある。

【委員長】

現状をよく分かっていないので教えていただいた。中学校、高校、大学でもいいが、そういったところの試合もあり得る。それはやると言われれば、どうぞとなると思うが、特に地元の中高となると優先権があるような気もしないでもないが、その場合でも3面でもいいということになるのか。要は市民利用を考えたときに、市民利用といっても、公立の中学校、公立の高校があるが、市内での大会が開かれて、それをここでということはあると思うが、その場合でも3面で足りるのか。

【事業所管課】

競技団体からは、中高生の大会を含めた団体での利用の際にどのように使うのが良いという視点で意見をいただいている。

【委員長】

プロのほうではないのか。プロも使わせてと言われたら、空いていれば貸すのか。

【事業所管課】

そうである。

【委員】

一般貸出しもするのか。一般貸出しもするのだとすると、土日や夜間、混み合っている現状があるのだとすると、3つより4つあったほうが混雑の解消にはなる気もするが、そのあたりは何かあるか。

【委員長】

	<p>今の説明は、試合を公式戦みたいなものをするときは3面という話であったので、それ以外のときには4面利用もあり得るのか。</p> <p>【事業所管課】 大会利用時は、既存のバスケットゴールが2対あり、要求水準の中で新たに2対購入するようにしているので、4対のバスケットゴールがある。コートが狭くなってしまうが、日常使いであれば4面取ることも設備的にはできる。</p> <p>【委員】 貸出し区分として4つ取ることはできるのか。</p> <p>【事業所管課】 体育館のバスケ利用は、詰めれば4面が入る。コートのラインが常時引いておけるわけではないので、テープ等でつくれば、そういう利用も可能ではある。</p> <p>【委員長】 今いただいた修正の説明に関しては以上とする。</p> <p>【横浜国際プール再整備事業における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条に規定する落札者選定基準の検討について（協議）】 以下の内容について事業所管課から、資料により説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札者決定基準（素案）について <p>委員への意見聴取が行われた</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市民間資金等活用事業審査委員会運営要綱 ・委員名簿 ・諮問文 ・本日のスケジュール ・審議資料 横浜国際プール再整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・事業概要 ・実施方針（案） ・要求水準書（素案） ・モニタリング基本計画書（素案） ・新旧対照表